

第2回 Jークレジット制度森林吸収小委員会 議事概要

Jークレジット制度森林吸収小委員会事務局

日 時：平成25年12月12日（木）10：00－11：50

場 所：農林水産省 第3特別会議室

委 員：丸山委員長、今野委員、龍原委員、仲尾委員、山岸委員

事務局：

環境省 ：三好室長補佐、金本係員

経済産業省 ：森川課長補佐、山岡係長

農林水産省 ：松下課長補佐、川上係長

林野庁 ：嶋田課長補佐、尾野係員

1. パブリックコメントの結果について

- ・パブリックコメントの結果について事務局より説明した。

2. 方法論等の改定案について

- ・第1回森林吸収小委員会での審議結果及びパブリックコメントの結果を踏まえた方法論の改定案と、追加又は継続の審議事項について事務局より説明した。審議の結果、事務局案を修正し、委員長の確認後、運営委員会へ報告することを確認した。

3. その他

- ・今後のスケジュールについて事務局より説明した。

5. 委員の発言及び質疑

<方法論等の改定案について>

●「FO-001方法論 3. プロジェクト実施後吸収量の算定」「同方法論 4. プロジェクト実施後排出量の算定」関係

(山岸委員)

- ・予見し得なかった転用のあった土地は、プロジェクト対象地から除外するとのことであるが、除外する土地からの排出量は、プロジェクト実施者ではなく制度管理者が算定し、相当量についてバッファ口座の移転を行うという理解でよいか。

(事務局 (林野庁))

- ・自然攪乱や収用など避けがたい土地転用があった場合に、プロジェクト実施者が排出量を報告しなければならない旨を、「実施規程 (プロジェクト実施者向け)」で規定。

(龍原委員)

- ・添付資料2-1「実施要綱」のP15、2段落目冒頭に「避けがたい土地転用が生じた場合」とあるが、3段落目以降の「自然攪乱」も読める表現とすべき。

(事務局 (林野庁))

- ・表現を検討。

●「吸収量の認証期間 (終期)」関係

(今野委員)

- ・未来のクレジットを認証することになる案2は不適切。案1か案4がよいと考えており、案4がより現実的。

(仲尾委員)

- ・第1回小委員会の審議を踏まえると案4が現実的。
- ・「<案4に基づく制度文書等の改訂案>」のただし書き以下で「プロジェクトにおける最終の認証の申請の場合のみ、認証の申請を行う日を含む年度についても～」となっているが、「認証の申請を行う日」というのが事務局に認証申請する日という意味であれば、プロジェクト期間が終わった後も含むことになるので、表現を整理すべき。

(事務局 (林野庁))

- ・クレジットの発行対象期間の最後の日までという意図。表現は整理する。

(龍原委員)

- ・案4が妥当。最終申請の場合、最終であることを宣言するのか。
- ・日割の算定は最後年度のみ適用されるのか。

(事務局 (林野庁))

- ・最後の年度の申請は最終とみなし、そのときの算定は日割りで行うことを考えている。

(龍原委員)

- ・ J-V E Rからの移行プロジェクトについても同様の方法で認証していくべきか、いずれ検討が必要。J-V E Rは案1に近い。

(小林上級オブザーバー)

- ・ J-V E Rからの移行プロジェクトについて、基本的なことは既に決められている。

(事務局 (環境省))

- ・ 移行プロジェクトについては、「実施要綱」で、旧制度のルールに基づく規定。J-V E R制度のもと登録されたプロジェクトの認証期間がJ-クレジットへの移行に伴い変更されると、事業者にとって不合理な点があると考え。現時点では、J-V E Rからの移行プロジェクトは、J-V E Rの規則に従い月割りとする方針。

(事務局 (林野庁))

- ・ ご指摘の課題を含め、移行プロジェクトの認証を検討する。

(山岸委員)

- ・ 案4でよい。

● 「F O-0 0 1方法論 1. 適用条件 条件3」関係

(今野委員)

- ・ 何をもって意図的(に主伐を認証対象期間から除外した)と判断するかは難しい。
- ・ 主伐を意図的に除外し申請することは、現行のクレジットの流通状況からは考え難い。
- ・ 森林施業計画・経営計画に記載されている主伐を意図的に除外しない限りは、検討結果(案)のとおりでよい。

(仲尾委員)

- ・ 主伐の時期を意図的に避けていないことについては(案)のように申告をさせることが精一杯ではないか。
- ・ 通常は毎年検証を受検するが、資料2別紙3 P3右側の図のように2年目の累積の吸排量がマイナスとなる場合、検証を受けクレジット認証を申請するのは、累計の吸排量がプラスとなる3年目以降という理解でよいか。

(事務局 (林野庁))

- ・ クレジットの認証申請が可能となるのは3年目以降。その時に検証を受検することになる。
- ・ 3年目にクレジットを発行するためにモニタリングをした場合に、1年目、2年目の主伐が反映される。マイナス分を含めてクレジットを発行する。

(仲尾委員)

- ・ 累計の吸排量がマイナスとなる期間も含めた認証であり、累計がマイナスの場合はクレジットを発行せず、プラスに転じた場合に発行するという理解。検討結果(案A)では、クレジットの認証期間は吸収量がプラスになる3年目以降で、1年目、2年目の状況は考慮しなくてよいと誤解される可能性あり。

(今野委員)

- ・ 検討結果（案A）の「クレジットの認証期間を当該マイナス時期の経過後に限る」という記載は不適切。「クレジットの発行を～」とすべき。モニタリング報告では単年度ごとに吸排量を算定することになっているため、当該箇所の記載方法を修正すれば問題ない。

(事務局（林野庁）)

- ・ 制度文書の文言を検討する。

(山岸委員)

- ・ 検討結果（案A）は主伐を期間内に含めることができ、意図的に主伐を期間内から排除するインセンティブがないため、妥当。
- ・ 累計が常に正であることを確認する方法について、方法論の「妥当性確認に当たって準備が必要な資料一覧」の「適用条件3、4、5を満たすことを示す資料」に、吸収量・排出量算定シート等を確認することを明記すべき。
- ・ 主伐時期を意図的に避けていないことについて申告させるとの（案）について、事前については申告でカバーできるものの、事後についてはどうするのか。「実施規程」に不適切な主伐をした場合の補填義務の規定があるが、主伐が不適切であると判断するのは制度管理者か。誰が判断するのか明確にすべき。

(事務局（林野庁）)

- ・ 「妥当性確認に当たって準備が必要な資料一覧」は、プロジェクト計画書に記載された数値の根拠を示しているという位置付けであることから、ご指摘の事項は現状のままでもカバーされている。
- ・ （主伐時期について）プロジェクト終了後も森林経営計画・施業計画や伐採届を制度管理者に提出することになっており、制度管理者が確認できる。

(山岸委員)

- ・ 適用条件をクリアしていることを確認した旨のチェック欄が必要。

(事務局（環境省）)

- ・ 適用条件を満たしているか審査機関が確認し、妥当性確認報告書にチェックを入れることになっている。

(龍原委員)

- ・ 主伐時期を意図的に避けていないことの申告について、裏付けを審査機関が確認するのか、それとも申告のみか。

(事務局（林野庁）)

- ・ 審査機関が確認する。

(龍原委員)

- ・ 審査機関や認証委員会が、前年度の実績や経営計画の確認をしなければならないのか。プロジェクト実施後については、施業の報告を見て確認するしかないとの認識。認証時に問題とならないように、決めておくべき。

(事務局 (林野庁))

- ・準備しておくべき資料により確認していただきたい。

(山岸委員)

- ・主伐時期を意図的に避けていないことについて、細かい規定を設け確認をする案と、全く確認しない案がある。検討結果(案)は、申告欄を設けることにより、厳しくはないものの確認するという折衷案であると認識。審査機関は、申告欄を設けた計画書について妥当性確認報告書を作成する以上、申告どおりでない場合には、確認できなかったことを言及されるリスクを負うことになる。確認内容はある程度審査機関に委ねられると理解しているが、審査機関にとっては辛いかもしれない。

(事務局 (林野庁))

- ・規定のみで申告欄がない場合、より審査機関に確認を委ねることになる。申告させることにより、プロジェクト実施者にも(責任を)負ってもらうことになる。プロジェクト実施者は当然に適切な施業をしているから、申告自体は負担にはならない。

(小林上級オブザーバー)

- ・検討結果(案)で良い。山岸委員と事務局の議論は重要。利便性の確保、プロジェクト実施者に対する性善説は重要であるが、審査機関が見逃した場合の責任をもつこと、認証委員会の委員がきちんと確認することも必要。何か起きた時にどのように対応するかということも考えておくべき。

●全般

(丸山委員長)

- ・方法論及び制度文書は、審議及び質疑をもとに事務局が修正後、委員長が確認し、運営委員会に報告。

(小林上級オブザーバー)

- ・今回の小委員会で議論になった箇所について、ガイドライン、解釈を示した文書が必要。特に地域版J-クレジット制度の運営にとっては重要。

(事務局 (環境省))

- ・Q & A等の作成を検討。また、説明会も開催する予定。

(今野委員)

- ・森林、木質バイオマスからのクレジットが売れないことに対応するため、流通が進むような取組を進めて行くことを検討いただきたい。

(事務局 (環境省))

- ・より広く普及していくよう、ベストプラクティスを紹介しながら、各省庁連携して進めていく。

(丸山委員長)

- ・個々のプロジェクトの営業のみならず、制度全体としてPRを進めることが必要。

以上

文責：事務局